

租税特別措置法施行規則第二十一条の十五第二項から第四項まで及び第六項に規定する経済産業大臣の認定に関する手続（平成二十八年経済産業省告示第百十三号）（最終改正：令和六年六月二十八日経済産業省告示第九十六号 令和六年七月一日施行）

（国内鉱業者等に係る申請書の提出）

第一条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第五十八条第二項の国内鉱業者であることにつき租税特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第二十一条の十五第二項の規定による経済産業大臣の認定を受けようとする法人は、様式第一による認定申請書を経済産業大臣に提出するものとする。（提出先は、鉱物（石油、可燃性天然ガス並びに国内にある石炭及び亜炭を除く。）に係るものにあつては経済産業省製造産業局鉱物課、石油、可燃性天然ガス並びに国内にある石炭及び亜炭に係るものにあつては経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部資源開発課）

2 法第五十八条第二項の国内鉱業者に準ずるものとして政令で定める法人であることにつき規則第二十一条の十五第三項の規定による認定を受けようとする法人は、様式第二による認定申請書を経済産業大臣に提出するものとする。（提出先は、鉱物（石油、可燃性天然ガス並びに国内にある石炭及び亜炭を除く。）に係るものにあつては経済産業省製造産業局鉱物課、石油、可燃性天然ガス並びに国内にある石炭及び亜炭に係るものにあつては経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部資源開発課）

3 前二項の規定による申請は、法第五十八条第二項の規定の適用を受けようとする最初の事業年度終了の日の三十日前までに行わなければならない。ただし、経済産業大臣が提出遅延につき正当な事由があると認めたときは、この限りでない。

（国内鉱業者等に係る認定書の交付）

第二条 経済産業大臣は、前条第一項及び第二項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該法人が租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号。以下「令」という。）第三十四条第八項若しくは第九項に定める要件に該当すると認めるときは、当該申請書一通にその旨を記入し、認定書として当該法人に交付するものとする。

（認定申請書の内容変更に係る届出）

第三条 前条の認定書の交付を受けた法人（以下「認定国内鉱業者等」という。）は、当該申請書に記載された事項又は添付書類の内容に変更（軽微なものを除く。）があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出るものとする。

（認定の取消し）

第四条 経済産業大臣は、前条の規定による届出があつた場合において、当該変更によつて当該認定国内鉱業者等を国内鉱業者等と認めることができなくなつたときは、当該認定を取り消すものとする。

2 経済産業大臣は、認定国内鉱業者等が第一条第一項及び第二項の規定による申請又は前条の規定による届出に際して虚偽の申請又は届出を行つたことが判明したときは、当該認定を取り消すものとする。

（海外自主開発法人に係る申請書の提出）

第五条 法第五十八条第二項の海外自主開発法人であることにつき規則第二十一条の十五第四項の規定による経済産業大臣の認定を受けようとするときは、認定国内鉱業者等（第一条の規定による認定の申請を行つている法人を含む。以下同じ。）であつて、当該外国法人に対し直接に出資を行つている、又は当該認定国内鉱業者等から出資を受けた他の法人からその出資を受けた金銭を原資として直接に又は他の法人を通じて出資又は長期の資金の貸付けを行つている

もの（当該外国法人に対し直接に出資を行っている、又は当該認定国内鉱業者等から出資を受けた他の法人からその出資を受けた金銭を原資として直接に又は他の法人を通じて出資又は長期の資金の貸付けを行っている認定国内鉱業者等が二以上あるときは、その代表者たる認定国内鉱業者等とする。以下同じ。）が様式第三による認定申請書三通を経済産業大臣に提出するものとする。（提出先は、鉱物（石油、可燃性天然ガス並びに国内にある石炭及び亜炭を除く。）に係るものにあつては経済産業省製造産業局鉱物課、石油、可燃性天然ガス並びに国内にある石炭及び亜炭に係るものにあつては経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部資源開発課）

- 2 前項の規定による申請は、法第五十八条第二項の規定の適用を受けようとする最初の事業年度終了の日（二以上の認定国内鉱業者等を代表して申請を行う場合にあつては、当該二以上の認定国内鉱業者等に係る最初の事業年度終了の日のうち最も早い日とする。）の三十日前までに行わなければならない。ただし、経済産業大臣が提出遅延につき正当な事由があると認めるときは、この限りでない。

（海外自主開発法人に係る認定書の交付）

第六条 経済産業大臣は、前条第一項の規定による申請書の提出があつた場合において、申請に係る法人が令第三十四条第十項各号に掲げる要件の全てに該当すると認めるときは、当該申請書一通にその旨を記入し、認定書として当該認定国内鉱業者等に交付するものとする。

（出資に係る申請書の提出）

第七条 法第五十八条第三項の出資であることにつき規則第二十一条の十五第六項の規定による経済産業大臣の認定を受けようとするときは、当該出資を行おうとする認定国内鉱業者等が様式第四による認定申請書三通を経済産業大臣に提出するものとする。（提出先は、鉱物（石油、可燃性天然ガス並びに国内にある石炭及び亜炭を除く。）に係るものにあつては経済産業省製造産業局鉱物課、石油、可燃性天然ガス並びに国内にある石炭及び亜炭に係るものにあつては経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部資源開発課）

- 2 前項の規定による申請は、出資を行おうとする日の三十日前までに行わなければならない。ただし、経済産業大臣が提出遅延につき正当な事由があると認めたときは、この限りでない。

（出資に係る認定書の交付）

第八条 経済産業大臣は、前条第一項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該出資に係る資金が令第三十四条第十三項各号に掲げるものの費用に充てられることが確実であると認めるときは、当該申請書一通にその旨を記入し、認定書として当該申請者に交付するものとする。

（準用）

第九条 第三条及び第四条の規定は、第六条及び第八条の認定書の交付を受けた場合について準用する。

附 則 （令和二年十二月二十八日経済産業省告示第二百六十九号）

（施行期日）

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使

用することができる。

附 則 （令和四年三月三十一日経済産業省告示第八十六号）

（施行期日）

第一条 この告示は、令和四年四月一日から施行する。

（連結納税制度の改正に伴う経過措置）

第二条 改正後の租税特別措置法施行規則第二十一条の十五第二項から第四項まで及び第六項に規定する経済産業大臣の認定に関する手続（平成二十八年経済産業省告示第百十三号。以下「新平成二十八年告示」という。）の規定は、新平成二十八年告示第三条に規定する認定国内鉱業者等が新租税特別措置法第五十八条第二項に規定する海外自主開発法人から取得した同項に規定する鉱物の販売による収入金額に係る採掘所得の金額につき同項の規定の適用を受けようとする最初の事業年度が施行日以後に開始する事業年度（旧事業年度を除く。）である場合における当該認定国内鉱業者等若しくは海外自主開発法人の認定又は新平成二十八年告示第七条第一項の出資に係る認定について適用し、改正前の租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十一条の十五第二項から第四項まで及び第六項並びに第二十二条の五十九第二項から第四項まで及び第六項に規定する経済産業大臣の認定に関する手続（平成二十八年経済産業省告示第百十三号。以下「旧平成二十八年告示」という。）第三条に規定する認定国内鉱業者等（以下「旧認定国内鉱業者等」という。）が所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号。以下「令和四年改正法」という。）第十二条の規定による改正後の令和二年改正前租税特別措置法（以下「新令和二年改正前租税特別措置法」という。）第五十八条第二項又は令和四年改正法第十二条の規定による改正前の令和二年改正前租税特別措置法（以下「旧令和二年改正前租税特別措置法」という。）第五十八条第二項に規定する海外自主開発法人から取得した新令和二年改正前租税特別措置法第五十八条第二項又は旧令和二年改正前租税特別措置法第五十八条第二項に規定する鉱物の販売による収入金額に係る採掘所得の金額につき新令和二年改正前租税特別措置法第五十八条第二項又は旧令和二年改正前租税特別措置法第五十八条第二項の規定の適用を受けようとする最初の事業年度が施行日前に開始した事業年度（旧事業年度を含む。）である場合及び旧認定国内鉱業者等が新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の六十一第二項又は旧令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の六十一第二項に規定する海外自主開発法人から取得した新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の六十一第二項又は旧令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の六十一第二項に規定する鉱物の販売による収入金額に係る採掘所得の金額につき新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の六十一第二項又は旧令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の六十一第二項の規定の適用を受けようとする場合におけるこれらの旧認定国内鉱業者等若しくは海外自主開発法人の認定又は旧平成二十八年告示第七条第一項の出資に係る認定については、なお従前の例による。

附 則 （令和六年六月二十八日経済産業省告示第九十六号）

この告示は、令和六年七月一日から施行する。

様式第 1（第 1 条関係）

租税特別措置法第 58 条第 2 項の国内鉱業者であることの認定申請書

経済産業大臣 殿

申請年月日	
※認定年月日	
※認定番号	

申請者名 _____
住 所 _____

租税特別措置法第 58 条第 2 項の国内鉱業者であることにつき、租税特別措置法施行規則第 21 条の 15 第 2 項の規定による経済産業大臣の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請者の登記の謄本及び定款
- 2 鉱業又はこれに付随する事業を営む他の会社であつて申請者がその発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。以下「発行済株式等」という。）に係る議決権の総数の百分の九十五以上を有しているもの（以下「子会社」という。）がある場合にあっては、子会社の登記の謄本及び定款並びに申請者が子会社の発行済株式等に係る議決権の総数の百分の九十五以上を有することを証する書類
- 3 申請者又は子会社の鉱業権又は租鉱権の保有状況及び鉱物の試掘、採掘又はこれらに附属する選鉱、製錬その他の事業を営む設備の保有状況
- 4 申請者及び子会社の鉱業に係る収入金額及び鉱業に付随する事業に係る収入金額を証する書類
- 5 申請者及び子会社の鉱業及びこれに付随する事業に係る資産の保有状況

号

上記の申請は、租税特別措置法施行規則第 21 条の 15 第 2 項の規定により認定する。

年 月 日

経済産業大臣

記名押印 _____

様式第 2 （第 1 条関係）

租税特別措置法第 5 8 条第 2 項の国内鉱業者に準ずるものとして政令で定める法人
であることの認定申請書

経済産業大臣 殿

申請年月日	
※認定年月日	
※認定番号	

申請者名

住 所

租税特別措置法第 5 8 条第 2 項の国内鉱業者に準ずるものとして政令で定める法人であること
につき、租税特別措置法施行規則第 2 1 条の 1 5 第 3 項の規定による経済産業大臣の認定を受け
たいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請者の登記の謄本及び定款
- 2 国内鉱業者に準ずるものとして政令で定める法人の認定に係る国外子会社（租税特別措置法
施行令（以下「施行令」という。）第 3 4 条第 9 項に規定する国外子会社をいう。）の名称、
登記の謄本及び定款並びに申請者が当該国外子会社の発行済株式又は出資（その有する自己の
株式又は出資を除く。以下「発行済株式等」という。）に係る議決権の総数の百分の五十以上
を有することを証する書類
- 3 当該国外子会社が国外に有する鉱山の名称、その所在地、当該鉱山に係る鉱業権又は租鉱権
の保有状況及び鉱物の試掘、採掘又はこれらに附属する選鉱、製錬その他の事業を営む設備の
保有状況
- 4 申請者及び申請者が発行済株式等に係る議決権の総数の百分の九十五以上を有している他の
会社（以下「他の会社」という。）の鉱業及びこれに付随する事業に係る収入金額を証する書
類
- 5 申請者及び他の会社の鉱業及びこれに付随する事業に係る資産の保有状況
- 6 申請者から当該国外子会社に派遣している役員の氏名及び当該国外子会社における担当業務
- 7 申請者及び他の会社から当該国外子会社の 3 の鉱山に係るプロジェクトに従事している技術
者（施行令第 3 4 条第 9 項に規定する技術者をいう。）の氏名、所属（申請者、他の会社、当
該国外子会社の別）及び当該プロジェクトにおける担当業務

号

上記の申請は、租税特別措置法施行規則第 2 1 条の 1 5 第 3 項の規定により認定する。

年 月 日

経済産業大臣

記名押印

様式第 3（第 5 条関係）

租税特別措置法第 58 条第 2 項の海外自主開発法人であることの認定申請書

経済産業大臣 殿

申請年月日	
※認定年月日	
※認定番号	

申請者名

住 所

租税特別措置法第 58 条第 2 項の海外自主開発法人であることにつき、租税特別措置法施行規則第 21 条の 15 第 4 項の規定による経済産業大臣の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請者の登記の謄本及び定款
- 2 海外自主開発法人の認定を受けようとする外国法人の名称並びに当該外国法人の登記の謄本及び定款
- 3 当該外国法人が申請者から出資を受けている金額及び申請者から出資を受けた他の法人からその出資を受けた金銭を原資として直接に又は他の法人を通じて出資又は長期の資金の貸付け（以下「出資等」という。）を受けている金額が当該外国法人の資本金の額又は出資金の額（当該外国法人が資本又は出資を有しない法人にあつては、長期の資金の貸付けを受けている金額）の百分の二十に相当する金額以上であり、かつ、申請者及び共同出資法人（申請者と共同して出資等をする内国法人をいう。）から出資を受けている金額並びに申請者から出資を受けた他の法人及び共同出資法人から直接に又は他の法人を通じて出資等を受けている金額が当該外国法人の資本金の額又は出資金の額の百分の二十五に相当する金額以上であることを証する書類
- 4 長期の資金の貸付けにあつては、租税特別措置法施行令（以下「施行令」という。）第 34 条第 10 項第 1 号イからニまでのいずれかに該当する事情の説明及びこれを証する契約書等の書類
- 5 3 の出資等により当該外国法人が開発した国外にある鉱山の名称及びその所在地
- 6 5 の鉱山から採取される鉱物の百分の四十以上に相当する数量以上の鉱物が内国法人により引き取られていることを証する書類
- 7 申請者から当該外国法人に派遣している役員又は重要な使用人の氏名、当該外国法人における担当業務
- 8 申請者及び申請者が発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）に係る議決権の総数の百分の九十五以上を有している他の会社から当該外国法人の 5 の鉱山に係るプロジェクトに従事している技術者（施行令第 34 条第 9 項に規定する技術者をいい、重要な使用人を除く。）の氏名、所属（申請者、当該他の会社、当該国外子会社の別）及び当該プロジ

エクトにおける担当業務

号

上記の申請は、租税特別措置法施行規則第21条の15第4項の規定により認定する。

年 月 日

経済産業大臣

記名押印

様式第 4（第 7 条関係）

租税特別措置法第 58 条第 3 項の出資であることの認定申請書

経済産業大臣 殿

申請年月日	
※認定年月日	
※認定番号	

申請者名 _____
住 所 _____

租税特別措置法第 58 条第 3 項の出資であることにつき、租税特別措置法施行規則第 21 条の 15 第 6 項の規定による経済産業大臣の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請に係る出資の予定年月日、金額及び区別（設立・増資等）
- 2 出資の相手方（以下「相手方」という。）の名称、所在地及びその営む事業の概要
- 3 相手方の資金の使途並びに資金の調達の実績及び計画
- 4 相手方の鉱区設定に係る契約の契約書の写し、その他これに準ずる書類であつて当該出資に係る資金が新鉱床の探鉱に充てられることを説明するもの

号

上記の申請は、租税特別措置法施行規則第 21 条の 15 第 6 項の規定により認定する。

年 月 日

経済産業大臣

記名押印 _____